

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
26 年－ 15 (26. 8. 8)	農林水産  関連陳情 総 務 26 年－ 14	<p><b>公務員獣医師の処遇改善（獣医師奨学金制度関係）について</b></p> <p>▶<b>陳情理由</b> 都道府県等の公務員獣医師は、家畜伝染病の予防・まん延防止、適切な獣医療の提供、動物医薬品の適正使用による畜産物の安全確保や、バイオテクノロジーを活用した家畜の改良増殖等の畜産・家畜衛生行政、そして一般市民生活に直接関わると畜・食鳥検査、食品衛生、狂犬病予防、動物愛護等の公衆衛生行政、さらには自然環境、廃棄物対策等の環境行政の幅広い分野において、高い専門性を駆使して職務を遂行し、地方行政の推進に奮闘している。</p> <p>一方、現在、これらの業務に従事する地方公務員獣医師のほとんどは医師・歯科医師と同様6年間の教育課程を修めた免許取得者であるが、その給与は医師と比較し低い水準の給料表が適用され、高度な自己判断に基づき業務を遂行しなければならない専門職としてふさわしい処遇とは言えない状況である。そして、このことが、全国的に公務員獣医師が採用困難職種となっている最大の要因と言わざるを得ない。</p> <p>▶<b>陳情事項</b> 公務員獣医師が、より一層責任と誇りを持って職務に専念できるよう、次の措置を陳情する。</p> <p>4 返還免除の対象に公衆衛生部門を加えるなどの獣医師奨学金制度の拡充を図ること。</p>	<p>公益社団法人鳥取県獣医師会 会長 前田茂樹 (鳥取市吉成 731 - 1)</p> <p>外 1 団体</p>